

国立大学法人茨城大学

法人番号：15

申立ての内容	申立てへの対応
<p><b>【評価項目】</b> 2 項目別評価 (4) その他業務運営</p> <p><b>【原文】</b> 「【評定】中期目標の達成状況が<u>不十分</u>である」</p> <p><b>【申立内容】</b> <b>【修正文案】</b>の通り変更願いたい。</p> <p><b>【修正文案】</b> 「【評定】中期目標を<u>おおむね達成</u>している」</p> <p><b>【理由】</b> 第3期中期目標期間におけるその他業務運営に関する重要目標として提示された「施設設備の整備・活用等」、「安全管理」及び「法令遵守等」の3つの目標に対して、7つの計画を策定し、評価指標として24の指標を設定した。各評価指標は、第3期中期目標・中期計画の策定にあたって示された「国立大学法人等の組織及び業務全般の見直しについて」に基づき、どこまでなら達成できるかの観点ではなく、法人として目指すべき姿として高い到達目標を定めそれを数値化したものとなっている。</p> <p>今回の評価理由において、「中期計画の記載7事項中5事項が「中期計画を十分には実施していない」と認められること等を総合的に勘案したことによる」との記載があるが、24の指標を設定した中の6つの指標が達成しなかったものであり、残り18の指標については達成している状況である。</p> <p>また、未達成となった6つの指標については、安全衛生管理の不備による労働災害発生数が目標値「0件」に対して令和3年度実績値「1件」や、教員への研究倫理教育の参加者が目標値「全教員」に対して令和3年度実績値「94.5%」といったように、数値目標は達成できていないが、個々の数値はおおむね達成しており、中期計画自体は実施したと考えている。</p> <p>以上のことから、当該期間の中期計画及び評価指標水準の高さと達成状況を全体的に考慮いただき、上記の修正文案のとおり評価の再考を検討願いたい。</p>	<p><b>【対応】</b> 原案のとおりとする。</p> <p><b>【理由】</b> 法人から申立てがあった内容も踏まえて総合的に判断した上で、原案の評定及び文案としているため。</p> <p>なお、中期目標の評定は中期計画の記載事項ごとの検証結果等を判断基準としているが、当該中期目標に置かれた7つの中期計画のうち、5つの中期計画にそれぞれ未達成の数値目標が含まれていることと等を勘案して、原案のとおり判断をしている。</p>